

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を一部開示又は不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年3月12日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

「過去5年間の年度別、各区別の、

- （1）市民センター別の、施設や設備機器類等の、改造や修理等を実施するための予算と実績で、市民センター別、実施内容別の金額が分かる一切の文書資料。
 - （2）市民センター別の、施設や設備機器類等の、改造や修理等を実施するための予算が不足して、年度内に実施できなくて、翌年度に繰り越した実施予定名称と見積金額が分かる一切の文書資料。
- 但し、平成25年度については、集計算定日を、本請求書到着日とする。」

- 2 また、異議申立人は、平成26年6月5日、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

「北九州市の全ての市民センター（以下、館という）について

- （1）ア 市が館に修繕等の要望等を、提出させたり、電話等で要望を聞いた
りしている。26年度のこれらの一切の文書資料。
イ 電話や面接等で聴取したものについては、それを一覧表にしたもの。
- （2）24年度から26年度について、要望等の一覧表を作成し漏れなく予算執行計画が好ましいと思うが、要望等の一覧表を作成していない。何故一覧表で管理しないのか、何故要望を聞くのか、何となく聞くのか等、各課の考え方が分かる一切の文書資料。及び、要望がどのように管理されているのか

が分かる一切の文書資料。

(3) 館からの修繕等の要望等がなされてから、それを実施し完了等に到るまでのマニュアルや手続きの仕方等がわかる一切の文書資料。 」

- 3 実施機関は、本件請求1に係る行政文書（以下「本件行政文書1」という。）について、平成26年3月31日付け北九市市地第323号ほか7件（平成26年3月31日付け北九門コ第458号、平成26年3月31日付け北九北コ第336号、平成26年3月28日付け北九南コ第328号、平成26年3月28日付け北九若コ第295号、平成26年3月31日付け北九東コ第350号、平成26年3月31日付け北九西コ第383号及び平成26年3月28日付け北九戸コ第237号）で、いずれも行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分1」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書をいずれも平成26年4月3日に受領した。
- 4 また、実施機関は、本件請求2に係る行政文書（以下「本件行政文書2」という。）について、平成26年6月17日付け北九西コ第148号で行政文書の一部開示の決定並びに平成26年6月18日付け北九市市地第124号ほか6件（平成26年6月16日付け北九門コ第141号、平成26年6月17日付け北九北コ第130号、平成26年6月17日付け北九南コ第49号、平成26年6月17日付け北九若コ第64号、平成26年6月16日付け北九東コ第351号及び平成26年6月17日付け北九戸コ第60号）でいずれも行政文書の不開示の決定（以下「本件処分2」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書及び行政文書不開示決定通知書をいずれも平成26年6月20日に受領した。
- 5 異議申立人は、本件処分1の決定に対し平成26年5月26日に、また、本件処分2の決定に対し平成26年8月18日に、これらの処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 本件処分1について、異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 異議申立人が複数の館を訪問し、コミュニティ支援課が館から修繕等の依頼を受けて当年度に修繕が完了していないもの（し残し工事）があることがわかった。実施機関のいう「予算不足のため年度内に実施できず翌年度に繰り越した事例はないため、請求に係る文書を作成しておらず保有していない。」というのは誤りで、「し残し工事はあるがそれを見通せる台帳を作成していない。」というのが正しい。

イ 館からの要望の中には、購入品や部品の取替のほか多くの工事もある。修繕工事には、例えば、天井からの漏水や壁からの浸水や配水管の取替や駐車場の改造等種々雑多である。修繕工事についての契約書を見ていないので定かではないが、工事契約書には必ず瑕疵担保責任期間が記載されていることから、一律に保存期間を5種1年とするのは、条例違反で違法であると思われる。

ウ 館からの要望等については一覧表を作成し、修繕等が完了すればマークを付けるなどして、修繕等が漏れなく行われるよう管理するべきである。一覧表管理を行えば、し残し工事が分かることになるが、し残し工事を請求人に見せないために一覧表作りをしないのであれば、市民の情報開示を受ける権利及び知る権利を保障されなくなり違法である。一覧表の作成を否定するのであれば、職務を怠ることとなり違法・不当である。

(2) 本件処分2について、異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 処分庁は、要望書を作成させておらず開示できる文書がないとか、一覧表による修繕等の管理はしておらず開示文書がない等という。しかし、市民等が納めた税金を使って、全館を公平な爽やか度に保ったり厳粛な予算執行管理と翌年度の予算編成に必要な、し残し等（当年度未完の修繕等）を管理すべき一覧管理表がないわけがないのであり、請求人に見せたくないために、文書がなく開示しないというのは、情報開示を受ける権利・知る権利を閉鎖するもので違法である。

イ 年度末に、し残し修繕等があり、予算の過不足等の吟味・検証をし、次年度
の予算構築等に不可欠な一覧表による管理をしていないのならば、予算の厳粛
な執行管理を拒否または怠けるもので違法・不当である。

ウ 処分庁は、し残しはないと虚偽の処分で情報開示を受ける権利・知る権利を
閉鎖するもので違法・不当である。処分庁は、し残しがないという理由を明確
に説明願いたい。また、異議申立人がいう、し残しを、処分庁は何と呼ぶかご
教示願いたい。

エ 処分庁は電話等で要望を聞いたりしていながら、し残しが生じるのは、その
要望等をデータベース化していないからで、即刻データベース化して、今日ま
でのどんぶり勘定による予算執行を終わりにし、真に公益性があり、修繕予定
が分かる一覧管理表を開示するよう求める。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 本件処分1について、実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張して
いる内容は、概略次のとおりである。

(1) 予算管理簿の保存期間は第5種1年間となっている。平成23年度以前の予
算管理簿は、保存期間（第5種1年間）を満了し廃棄しているため保有してい
ない。

(2) 市民センターから要望のあった修繕等については、現場において状況を確認
するなどして、緊急性や必要性を判断したうえでその都度対応し、会計年度内
に処理を完了しているため、予算不足のため年度内に実施できず翌年度に繰り
越した事例はない。

以上のことから、本件処分は条例の規定に合致しており、本件異議申立てには理
由がないと考える。

2 本件処分2について、実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張して
いる内容は、概略次のとおりである。

(1) 八幡西区においては、各市民センターからの要望は、各年度当初に要望調書
という形で提出してもらっている。これらの要望等への管理と対応は、提出さ
れた要望調書を参考としつつ、緊急性等の状況を確認しながら進めており、そ

の対応方法を文書化したものは作成しておらず保有していない。

また、要望等がなされた場合、状況の聞き取りや現地確認により、修繕等の必要性をその都度判断しており、要望等がなされてから、それを実施し完了等に至るまでのマニュアルや手続の仕方等がわかる文書は作成しておらず、保有していない。

八幡西区においては、要望調書の内容を参考にしつつ、突発的に発生した修繕等の要望も含め、緊急性を判断しながら真に必要なものについて対応している。

- (2) 八幡西区以外の各区においては、各館に要望書の提出を求めておらず、館の修繕等の要望等は、各館からコミュニティ支援課に対し、年度を通じて、随時、電話や口頭で連絡を受けている。各館から修繕等の要望等がなされた場合、速やかに現地確認を行い、修繕等の必要性をその都度判断している。

また、修繕等が必要と判断したものについては、専門業者への修繕発注等により、適宜速やかに対応している。このような対応の結果、し残り工事は発生していない。

したがって、異議申立人が開示を求めている「工事・修繕等の要望調査票」や「し残り工事一覧」、「修繕等の要望がなされてから、それを実施し完了等に到るまでのマニュアルや手続きの仕方が分かる文書」は作成していない。

- (3) 市民センターの施設管理は各区コミュニティ支援課が所管しているため、地域振興課において修繕等の要望を提出させたり電話等で要望を聞くことはない。

したがって、地域振興課において修繕等の要望一覧表やマニュアルを作成する必要はなく、保有していない。

以上のことから、本件処分1及び2のいずれも条例の規定に合致しており、本件異議申立てには理由がないと考える。

第4 審査会の判断

諮問第109号から第116号まで及び諮問第119号から第126号までについては、異議申立人及び実施機関が同一であることや、本件処分1により開示された行政文書が異議申立人のいう「し残り工事」の有無について分かる文書ではなかったため、改めて異議申立人から本件請求2が行われた経緯があること、また、異議申立ての趣旨が同様であり、異議申立人及び実施機関の双方とも、これらの事案を当審査会が併合して審議し、答申することに特に異論がないことなどを踏まえ、重複審議を避け、分かり易い答申とするために、これらを併合して審議し、答申す

ることとした。

1 本件行政文書1の概要

(1) 本件行政文書1は、次のとおりである。

「過去5年間の年度別、各区別の、

ア 市民センター別の、施設や設備機器類等の、改造や修理等を実施するための予算と実績で、市民センター別、実施内容別の金額が分かる一切の文書資料。

イ 市民センター別の、施設や設備機器類等の、改造や修理等を実施するための予算が不足して年度内に実施できなくて、翌年度に繰り越した実施予定名称と見積金額が分かる一切の文書資料。

但し、平成25年度については、集計算定日を、本請求書到着日とする。」

(2) 実施機関は、本件行政文書1として、次の文書を特定している。

平成24年度予算管理簿

平成25年度予算管理簿

(3) 本件行政文書1において、不開示とした情報（以下、あわせて「本件不開示情報1」という。）は、次のとおりである。

ア 平成23年度以前の予算管理簿

イ 過去5年間の年度別、各区別の、市民センター別の、施設や設備機器類等の、改造や修理等を実施するための予算が不足して年度内に実施できなくて、翌年度に繰り越した実施予定名称と見積金額が分かる一切の文書資料

2 本件行政文書2の概要

(1) 本件行政文書2は、次のとおりである。

「北九州市の全ての市民センター（以下、館という）について

ア（ア） 市が館に修繕等の要望等を、提出させたり、電話等で要望を聞いたりしている。26年度のこれらの一切の文書資料。

（イ） 電話や面接等で聴取したものについては、それらを一覧表にしたものの。

イ 24年度から26年度について、要望等の一覧表を作成し漏れなく予算執行計画が好ましいと思うが、要望等の一覧表を作成していない。何故一覧表で管理しないのか、何故要望を聞くのか、何となく聞くのか等、各課の考え

方が分かる一切の文書資料。及び、要望がどのように管理されているのかが分かる一切の文書資料。

ウ 館からの修繕等の要望等がなされてから、それを実施し完了等に到るまでのマニュアルや手続きの仕方等がわかる一切の文書資料。 」

(2) 実施機関は、本件行政文書2として、次の文書を特定している。

前記(1)ア(ア)に該当する行政文書

平成26年度「施設の修繕」及び「備品の更新」要望調書(八幡西区役所コミュニティ支援課分のみ。)

(3) 本件行政文書2において、不開示とした情報(以下、あわせて「本件不開示情報2」という。)は、次のとおりである。

ア 市が館に修繕等の要望等を、提出させたり、電話等で要望を聞いたりしている。26年度のこれらの一切の文書資料(ただし、八幡西区役所コミュニティ支援課については、要望調書を提出させており、当該文書を開示している。)

イ 電話や面接等で聴取したものについては、それらを一覧表にしたもの。

ウ 何故一覧表で管理しないのか、何故要望を聞くのか、何となく聞くのか等、各課の考え方が分かる一切の文書資料。及び、要望がどのように管理されているのかが分かる一切の文書資料。

エ 館からの修繕等の要望等がなされてから、それを実施し完了等に到るまでのマニュアルや手続きの仕方等がわかる一切の文書資料。

八幡西区役所コミュニティ支援課が上記アについて、対象文書として「平成26年度「施設の修繕」及び「備品の更新」要望調書」を特定し開示した以外は、これらの文書は作成しておらず、保有していないため、不存在であるとしている。

3 本件事案の争点

(1) 本件行政文書1について、実施機関は、

平成23年度以前の予算管理簿については、保存期間(第5種1年間)を満了しており、廃棄しているため保有していない。

また、予算不足のため年度内に実施できず翌年度に繰り越した事例はないため、請求に係る文書を作成しておらず保有していない。

とし、いずれも不存在であるとしている。

(2) また、本件行政文書2について、実施機関は、八幡西区役所コミュニティ支援課が、館からの修繕等の要望等として「平成26年度「施設の修繕」及び「備品の更新」要望調書」を開示した以外は、これらの文書は作成しておらず、保有していないため、不存在であるとしている。

(3) 本件異議申立てにおける争点は、本件不開示情報1及び2が、存在するか否かに要約される（なお、本件行政文書2のうち、八幡西区役所コミュニティ支援課のみ、館からの修繕等の要望等として「平成26年度「施設の修繕」及び「備品の更新」要望調書」を開示している。）。

4 本件不開示情報1及び2に関する判断

(1) 平成23年度以前の予算管理簿の不存在について（本件不開示情報1）

実施機関は、平成23年度以前の予算管理簿の不存在の理由として、文書の保存期間が満了し廃棄しているためとしている。一方、異議申立人は、工事契約書には必ず瑕疵担保責任期間が記載されていることから、一律に保存期間を第5種1年間とするのは、条例違反で違法であると主張している。

予算管理簿は、支出担当課において予算の執行状況を管理するために作成するものであり、北九州市文書管理規則（平成14年北九州市規則第26号）第29条第1項別表に基づき、保存種別は、第5種（保存期間1年間）とされている。この予算管理簿の保存期間については、工事契約における瑕疵担保責任期間等の個別の事情を考慮して定めることには特段なっていない。異議申立人は、工事契約書には必ず瑕疵担保責任期間が記載されていることから、一律に保存期間を第5種1年間とするのは、条例違反で違法であると主張するが、工事契約書と予算管理簿は異なるものであり、予算管理簿を実施機関のいう文書の保存期間の満了により廃棄しているという取扱いは、北九州市文書管理規則の規定に定められた取扱いに沿ってなされたものである以上、妥当なものと判断せざるを得ない。

したがって、該当文書は不存在であると認められる。

(2) 施設や設備機器類等の、改造や修理等を実施するための予算が不足して年度内に実施できなくて、翌年度に繰り越した実施予定名称と見積金額が分かる文書資料の不存在について（本件不開示情報1）

実施機関は、「施設や設備機器類等の、改造や修理等を実施するための予算が不足して年度内に実施できなくて、翌年度に繰り越した実施予定名称と見積金額が分かる文書資料」について、予算不足のため年度内に実施できず翌年度に繰り

越した事例はないため不存在であるとしている。

一方、異議申立人は、し残り工事があることはわかっており、し残り工事はあ
るがそれを見通せる台帳を作成していないというのが正しいと主張する。

この実施機関と異議申立人のそれぞれの主張の違いについては、そもそも「し
残り工事」に対する両者の捉え方の違いによるものであると推察される。

実施機関の立場に立つとすれば、修繕工事などを行うための当該年度の予算は、
原則として当該年度中に執行することとされているため、修繕工事が必要であれ
ば、必ず当該年度中に予算を執行することとなり、その意味では、「し残り工事
は、ない」と言える。

一方、異議申立人の立場に立てば、修繕工事を行う館や箇所の優先順位や、修
繕の対象となる物の状態等から、現場の判断等により修繕工事が先送りとなり、
修繕せずに、そのままの状態となっているものについては、全てし残り工事とい
うことになり、「し残り工事は、ある」ということになってしまう。

以上のように、実施機関と異議申立人のそれぞれが考える「し残り工事」につ
いては、捉え方が異なっているといえる。

ここで、市民センターの改修の「し残り」にかかる予算等に関しては、市民セ
ンターは公共の施設であって、その改修を実施する主体は市であることから、実
施機関は、市の予算の執行という観点から論ぜざるを得ない。そこで、実施機関
のいう「改造や修理等を実施するための予算の不足のため、年度内に実施できず、
翌年度に繰り越した事例はない」という主張についてしてみると、会計年度独立
の原則にあるように、当該年度の予算は、原則として当該年度内で執行すること
とされていることからすれば、「し残り」はないということが、必ずしも妥当性
を欠くものであるとまではいえない。

更に、実施機関の「し残り工事」という言葉に対する認識は、市が市民センタ
ーから要望を受けて修繕等の必要があると判断したにもかかわらず、対応しなか
ったような場合を「し残り工事」と考えるとしている。しかし、法令に適合しな
いもの、館の運営に支障をきたすもの、あるいは、他館に比べて著しく利便性を
損なうもの等について修繕等の要望が出された時点で、その必要があるか否かを
判断し、必要があると判断した場合はその都度対応しているため、そういった意
味からも「し残り工事」はないと考えるとしている。

「し残り」という言葉に着目すれば、市民センターから要望等が出されたもの
のうち、各区で修繕等の必要がないものと判断されたものがまさに異議申立人の
いう「し残り」に該当するものと考えられるが、実施機関が修繕等の必要がない
と考えている以上、「し残り」はないことになるわけであるから、当該文書は不
存在であるとする主張については、必ずしも不合理であるとはまではいえない。

また、他に当該文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められないた
め、実施機関のいうように該当文書は不存在であると認めざるを得ず、したがっ

て、実施機関が不存在を理由に不開示としたことは、妥当なものと言わざるを得ない。

ただし、ここで「し残し工事」を実施機関の捉える意味で解釈して不存在と認めざるを得ないとしても、異議申立人の捉える意味での「し残し工事」に係る文書は、次の（３）で別途検討されることになる。

- (3) 市が館に修繕等の要望等を、提出させたり、電話等で要望を聞いたりしている。26年度のこれらの一切の文書資料の不存在について（本件不開示情報2）

ここでいう文書は、異議申立人の捉える意味での「し残し工事」に係るものと解釈できるので、当審査会は、これを前提に審議を行った。

本件行政文書は、市民センターから提出された「平成26年度「施設の修繕」及び「備品の更新」要望調書」の存在する八幡西区を除き、保有しておらず不存在であるとする実施機関の主張については、当該説明に不合理な点はなく、他に当該文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められなかった。

また、当審査会は、修繕等の要望等に関する取扱いの状況などについて、2箇所の市民センターに実際に出向き、現地調査をそれぞれ行ったが、修繕等の要望は基本的に都度電話や口頭でコミュニティ支援課に連絡しているとのことで、市民センターから市に提出した、修繕等の要望等に係る文書の存在を認めるに足るものは確認できなかった。

これらのことから、実施機関のいうように該当文書は不存在であると認めざるを得ず、したがって、実施機関が不存在を理由に不開示としたことは、妥当なものと言わざるを得ない。

- (4) 電話や面接等で聴取したものについて、それらを一覧表にしたものの不存在について（本件不開示情報2）
- (5) 24年度から26年度について、要望等の一覧表を作成し漏れなく予算執行計画が好ましいと思うが、要望等の一覧表を作成していない。何故一覧表で管理しないのか、何故要望を聞くのか、何となく聞くのか等、各課の考え方が分かる一切の文書資料。及び、要望がどのように管理されているのかが分かる一切の文書資料。（本件不開示情報2）
- (6) 館からの修繕等の要望等がなされてから、それを実施し完了等に到るまでのマニュアルや手続きの仕方等がわかる一切の文書資料。（本件不開示情報2）

上記（4）から（6）については、各区とも不存在としている。当審査会としては、これらの本件行政文書についても、保有しておらず不存在であるとする実施機関の主張については、当該説明に不合理な点はなく、他に当該文書の存在を

うかがわせるような特段の事情も認められないため、実施機関のいうように該当文書は不存在であると認めざるを得ず、したがって、実施機関が不存在を理由に不開示としたことは、妥当なものと言わざるを得ない。

5 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において一部開示又は不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

6 付帯意見

市民センターからの要望等については一覧表を作成し管理するべきであるとする異議申立人の主張について（本件処分1及び2に関連して）、次のとおり意見を付する。

し残し工事はないとの実施機関の説明に対して、異議申立人は意見書において、「市民センターからの要望等については一覧表を作成し管理するべきである。し残し工事を請求人に見せないために一覧表作りをしないのであれば、市民の情報開示を受ける権利・知る権利を保障されなくなり違法である。一覧表の作成を否定するのであれば、職務を怠ることとなり違法・不当である。」という趣旨の考えを述べている。

ここで、異議申立人のいう「し残し工事」とは、市民センターの施設等において、利用者が改修工事等が必要であると考えられる箇所について、改修工事等が行われず、そのままの状態になっているものなどと推察される。

一方、実施機関は、施設の修繕等が必要な場合は随時、市民センターから電話や口頭で連絡を受けており、修繕等の要望等がなされた場合、すみやかに現地確認を行い、修繕等の必要性をその都度判断し、修繕等が必要と判断したものについては、専門業者への修繕発注等により、適宜速やかに対応しているとし、し残し工事というものはないし、要望等に対する対応等について、文書に残すこともしていないという。

確かに当年度の予算をどのような優先順位で執行するのかといったことは、実施機関が各々の事案の必要性や緊急性などに応じて決めることであり、また市民センターから受けた要望等は一覧表を作成して管理するか否かということも実施機関が業務遂行のあり方について自ら考え、決めることであるといえる。

しかし、仮に、市民センターから施設等の改修等について電話等で要望を受けた場合に、それらの要望を記録した文書がないのに適切な対応がとれるのか、また、市民への説明責任を十分に果たすことができるのかという疑問が生じることも否定できない。

したがって、電話等で市民センターから施設等の改修等について実施機関が要望を受けた場合に、それを受けて実際に改修するしないにかかわらず、その経緯を文書で記録しておくことは、施設等の現状を把握し、今後の施設改修等のための予算の確保やその執行の際の参考にするために有効な手段であるとともに、情報公開制度に基づき、施設等の改修等にかかる一連の行政文書を開示することで、市民への説明責任を果たすことに資すると思われるため、実施機関には、要望の内容やそれに対して行った対応などを文書で記録することについて、検討されるよう希望する。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子